

## 川崎市インターネットホームページ運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、インターネットを利用して、本市の行政情報等を市民に提供する川崎市インターネットホームページ（以下「川崎市ホームページ」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) インターネットサーバ（以下「サーバ」という。）川崎市ホームページの稼働のために必要な情報処理装置とその周辺機器及びこれらに導入されるソフトウェアをいう。ただし、特定の業務処理を行うことを目的として各課が独自に整備するものを除く。
- (2) 川崎市コンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）川崎市ホームページに掲載する情報の更新、削除等について総合的に運用管理するシステム
- (3) 情報提供課 川崎市ホームページを利用して、市民等に情報を提供する課（課を置かない部、課を置かない部に相当する室並びに課に相当する室及びセンターにあっては、当該部、室又はセンター）をいう。

### (統括管理者及び第2管理者)

第3条 川崎市ホームページに掲載する情報等の全体管理のため、統括管理者及び第2管理者を置く。

- 2 統括管理者は総務企画局シティプロモーション推進室担当課長をもって充てる。
- 3 統括管理者は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 市民等及び職員からの川崎市ホームページ全般に関する問合せへの対応
  - (2) 掲載した情報等の適切な管理及び掲載状況等の把握
- 4 統括管理者は、管理上の必要により、掲載情報等の修正及び削除を行うことができる。
- 5 第2管理者は別表に定める課（課を置かない部、課を置かない部に相当する室並びに課に相当する室及びセンターにあっては、当該部、室又はセンター）の長をもって充てる。
- 6 第2管理者は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 市民等及び職員からの各サイトに関する問合せへの対応
  - (2) 掲載した情報等の適切な管理及び掲載状況等の把握

### (サーバ管理者)

第4条 サーバを管理するため、サーバ管理者を置く。

- 2 サーバ管理者は、総務企画局情報管理部システム管理課長をもって充てる。

- 3 サーバ管理者は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) サーバの障害発生原因の調査及びその復旧措置
  - (2) 情報のバックアップ
  - (3) 登録情報のセキュリティ対策
  - (4) その他サーバ管理に必要な事項

(情報管理者)

第5条 川崎市ホームページに提供する情報を管理するため、情報管理者を置く。

- 2 情報管理者は、情報提供の課の長をもって充てる。
- 3 情報管理者は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 情報の新規登録、修正及び削除
  - (2) 提供した情報を定期的に更新する等適正な管理業務
  - (3) 市民等からの情報に対する問合せへの対応

(情報の掲載等)

第6条 情報提供課が川崎市ホームページに情報を掲載する場合は、川崎市イントラネットシステムのCMSを使用してコンテンツを作成することとする。

- 2 前項のCMSによるコンテンツ登録により情報を掲載する場合は、情報管理者が掲載の可否を決定することができる。
- 3 例外的に第1項のCMSを使用しないでコンテンツを作成する場合は次の各号により行うものとする。
  - (1) 新たにコンテンツを登録する場合は、掲載日の1週間前までに統括管理者に連絡をするものとする。
  - (2) コンテンツの公開にあたっては、情報管理者の確認を得なければならない。この場合において、情報管理者が不在の場合は、業務担当が代理確認することができる。また、併せて区においては、ホームページ管理担当課の確認も得なければならない
  - (3) 統括管理者は、情報資源の有効活用や費用、作業量等を勘案し、情報管理者から川崎市ホームページへの掲載を依頼された情報について、掲載の可否を決定することができる。
  - (4) 統括管理者は、軽微な訂正がある場合は情報管理者に通知の上訂正することができる。
- 4 統括管理者は、川崎市ホームページの全体構成の整合性を図るとともに、情報を迅速にかつわかりやすく提供し、利用者が利用しやすいホームページとするため、情報管理者に指導及び助言を行うことができる。
- 5 随時に情報を掲載することが必要な情報や緊急に掲載する必要のある情報については、統括管理者と協議の上、情報を掲載することができる。

(制限事項)

第7条 次の各号に該当するものは、川崎市ホームページへの掲載はできない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 情報の内容が主として、営業活動、政治活動、又は宗教活動を目的としたもの
- (3) 第三者を誹謗中傷したり、不利益を与えると判断されるもの
- (4) 犯罪的行為に結びつくとして判断されるものや法律に反すると判断されるもの
- (5) 本市の行政運営の実態と反し、利用者に誤解を与えるおそれのあるもの

(リンクの取扱い)

第8条 川崎市ホームページからリンクできるものは、原則として次に掲げるものとする。なお、前条の制限事項を踏まえ、情報管理者の責任においてリンクを行う場合は、この限りでない。

- (1) 電子申請その他の本市が提供する電子行政サービス
- (2) 官公庁、地方自治体（姉妹都市等を含む。）、独立行政法人
- (3) 公益事業のために法令に基づき国又は地方自治体が設置した法人
- (4) 本市が出資する法人等であって、法人を所管する情報管理者が認めたもの
- (5) バナー広告については、「川崎市ホームページ広告取扱要領」第4条の規定に基づくもの

(個人情報等の取扱い)

第9条 川崎市ホームページに個人情報等を掲載する場合は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）を遵守すること
- (2) 顔写真等を掲載するときは、原則として本人の了解を得ること
- (3) 著作権を有する情報を掲載するときは、原則として著作権者の了解を得ること

(情報の作成等)

第10条 ホームページ作成に当たっては、「川崎市インターネットホームページ作成ガイドライン」を遵守しなければならない。

(川崎市ホームページへの登録)

第11条 統括管理者は、第6条第1項の規定に基づき作成されたコンテンツを定期的に川崎市ホームページに登録することとする。

(運用時間)

第12条 川崎市ホームページは、原則として通年稼働とする。

(運用の停止)

第13条 前条の規定にかかわらず、サーバ管理者は、サーバの保守作業、障害復旧作

業及びその他必要と認めるときは、サーバを停止することができる。

- サーバ管理者は、前項においてサーバを停止する場合は、事前に統括管理者に通知しなければならない。ただし、緊急に停止する必要がある場合は、停止後速やかに報告するものとする。

(その他必要な事項)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、川崎市ホームページの運営について必要な事項は、統括管理者及びサーバ管理者が協議のうえ定める。

(作業の依頼)

第 15 条 コンテンツに係る作業等を依頼する場合はCMS作業依頼書（第 1 号様式）によるものとし、依頼に対する回答についてはCMS作業回答書（第 2 号様式）にて回答するものとする。

附 則

- この要綱は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。
- 川崎市インターネットホームページ運営要領（平成 10 年 12 月 1 日川総行情第 217 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 15 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日より施行する。

別表（第3条関係）

第2管理者	管理するサイト
川崎区役所まちづくり推進部企画課長	川崎区サイト
幸区役所まちづくり推進部企画課長	幸区サイト
中原区役所まちづくり推進部企画課長	中原区サイト
高津区役所まちづくり推進部企画課長	高津区サイト
宮前区役所まちづくり推進部企画課長	宮前区サイト
多摩区役所まちづくり推進部企画課長	多摩区サイト
麻生区役所まちづくり推進部企画課長	麻生区サイト
交通局自動車部管理課長	市バスサイト
教育委員会総務部企画課長	教育委員会サイト
市民文化局人権・男女共同参画室担当課長	外国語サイト (英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語)
市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室担当課長	かわさきパラムーブメント サイト
上下水道局サービス推進部サービス推進課長	上下水道局サイト
財政局資産管理部契約課長	入札情報かわさきサイト